

# 琉球大学学術リポジトリ

## 1972年の沖縄返還時の有事の際の核持ち込みに関する「密約」に係る調査関連文書No.2

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 核持ち込みに問題, ジョンソン次官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43897">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43897</a>

79

大層  
 次  
 無  
 無  
 米  
 米  
 極秘  
 無  
 2部の内  
 2号

スタイン公使と会談の件 44.8.5 米局長

8月4日 スタイン公使と会談 要旨 以下の通り。

公使 - マヤ-文使から、米局長と話を進めるよう希望を受ける。今月中過ぎには、要約書代表も到着する。各分 西-フル文使が来る。

本元 - 自らの見るところ 重要な問題が三つある。

第一は 継承地の 核兵器の問題がある。

第二は 秋方は 軍事協定につき 如何なる協定も予め 諾す承諾を与へることはできないと云うことである。この点は マヤ-文使もまた 要約書から 然るの 様見受けらる。

公使 - 是なり。

本元 - 第一は 地域の問題である。これは 核兵器の 範囲の 定義があるか？ 非核地帯 核兵器 行動 には 「核兵器」の 方も 外も 自注であり、 核兵器 行動

行動は「格内内」も 音しく 軍事協定 事項である。

公使 - ついては 米中の 支障の confrontation であり、 軍事協定 以前の問題として 米中の 協議 あり、 いまは、 軍事協定 と云うことは なる いて 然らる。 ウェトナム 南爆は、 初めから 之を 認めるかどうかが 重要な 全体の 問題を 往に confuse するから 切斷して 扱われ、 究極 的には 迅速に 南爆 継続を 認めるか 迅速を 延ばすかの 選択の問題となると 考へるか？ 之が 迅速時ではなく、 今年の 11月1日 何とか 仕付けられ ならぬ ところ 問題がある。 何れにせよ 南爆 は 特定の 問題として 切斷して 考へられ。

公使 - 核は 依然 極めて 甚かつた。 => ソ連 大陸 核の take another look の 用意あることは 事實 であるか？ それ以外の 条件が 之を 可成り

「おれは」と云う事件付きである。半園は北洋の行動に危機を感ずる。相手の反応を考へておれは「おれは」。又日本の持込を要請する事案もあり得る。このコンシリアはワシントンで有事持込に及ぶと記憶する。小笠原のケースは軍は拒否して居る。有事持込に及ぶに及ばないか。

本館一は考へおれは考へる程むつかしい。恐らく持込みの事案協定と云ふよりは option の事案協定と云ふに及ぶのである。又使用と云ふに及ぶおれは「政府の執行力」があるから云へば、また事案協定と云ふに及ぶのである。おれは「はい」か。

公使一使の關係子と同様の問題を扱つて

いた例があるから参考には供する。先般の半園 paper はどうか。本館一北洋に及ぶに及ばないか。おれは「はい」か。おれは「はい」か。

公使一使一使。流しをしてみよう。

台湾の場合が事案協定以前の問題がある。おれは「はい」か。おれは「はい」か。

おれは「はい」か。おれは「はい」か。

台湾の協定は日本の利益に及ぶと云ふおれは「はい」か。

おれは「はい」か。おれは「はい」か。

おれは「はい」か。おれは「はい」か。

おれは「はい」か。おれは「はい」か。

台湾防衛を最終上 commit してはならないか。

おれは「はい」か。おれは「はい」か。



就問に入ると言ふより、協会は軍事協定の  
 の問題とはならないか。内容は EC に  
 対する攻撃の防了に連続して、進  
 んだり、反撃に立たせられ得る、と言ふより、  
 軍事が取り得る、といふことである。  
 公使 — 真意は、その通に、この程度 latitude  
 があるか、に最も関心がある、とある。  
 1960年の朝鮮の問題も、核心は此にある。  
 本官 — 先づ、大層も迅速に軍事協定  
 手続の問題に波及される。  
 公使 — 先づは決意して、いかにか、軍を  
 協定させることは、むづかしい。  
 本官 — これは、もう少し法を講じた必要が  
 ある、とある。

公使 — 日米協定の、協定の一方の発言に因  
 り、連続性として、米国内で、既成の可成り  
 あり。  
 本官 — 共同声明は連続性ある、とのこと  
 報告されている。一方の発言は、先づ、  
 然るべきにして、進歩は、なく、我々等に  
 上れば、標準金庫が共同声明で cover  
 される、とあり。その中で、朝鮮につき、特  
 天に、補償して、いる、建設がある。従つて  
 一方の発言も、共同声明自体、に同じ、延  
 続性がある、と云う、事がある。  
 公使 — 日米協定は private understanding は  
 一切、既成の、あり、と云う、事がある。  
 本官 — 行政協定の、許可、最大限を、共同声明  
 に、盛り込み、先づ、解決、item と云う、こと

である。

公使 - 取決めと云うよりな形がなく、例へば「解散」に付する記述と云うよりな形が考へられたい。

本官 - かつてオダゴンは使と云う様な形をしたことがあるが、厚村は先が重臣の位に上り合意に達し、若しどうにも共同が成らぬから、ほみせすものありとせば、之を最力限にしてどういふ形にし得るか、と云う方法を考へるより、致し方ない。

公使 - 重臣問題を先が格めることとしたい。

本官 - 先般のいの中、forever case も元々重臣の位に入るといふ方法が、既に computerize する云々の趣意は、たい。大臣

の訓令も今日中に事務し終らざるべく、まづ該のよと云うことありから、あるに努力することとしたい。

公使 - 同様に行うこと。二、三、士使を時々大層とみせし。士使の意図が、その意見を御達したいこととする。

本官 - 大層は畢ら事務し終らぬの款めを期せずして、事務の進展に依り、もとより、いつても大使に金はれることならず。

次回は、<sup>(事務し終らぬ)</sup>多分の意図を厭はず、先般の案例系中、双方の意図と両立し得ざる点を、指摘解除することとは如何。

公使 - 同様である。